

予防接種法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種法施行規則の一部改正

一 予防接種法施行令（以下「令」という。）第三条第一項の表H i b感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の(一)及び(二)に掲げるワクチンとし、厚生労働省令で定める月は、ワクチンごとに当該(一)及び(二)に掲げる月とすること。

(一) 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン 生後六十月

(二) 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン 生後九十月

二 令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とするこ
と。

三 令第第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める年齢について、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症（以下「ジフテリア等」という。）に対し、沈降精製百日せきジフテリ

ア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）を使用する場合の年齢を十五歳とすること。

四 ジフテリア等に係る予防接種（H i b感染症にあつては、五種混合ワクチンを使用する場合に限る。

）を受けたことによるものと疑われる症状は、（一）から（五）に掲げる症状とし、対象となる期間は、症状ごとに当該（一）から（五）までに掲げる期間とすること。

（一） アナフィラキシー 四時間

（二） けいれん 七日

（三） 血小板減少性紫斑病 二十八日

（四） 脳炎又は脳症 二十八日

（五） その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

五 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状は、（一）から（六）に掲

げる症状とし、対象となる期間は、症状ごとに当該(一)から(六)までに掲げる期間とすること。

(一) アナフィラキシー 四時間

(二) 血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。） 二十八日

(三) 心筋炎 二十八日

(四) 心膜炎 二十八日

(五) 熱性けいれん 七日

(六) その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡

、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

第二 予防接種実施規則の一部改正

一 ジフテリア等に係る定期の予防接種の実施方法に、五種混合ワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法を加えること。

二 小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法に、沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを二

十七日以上の間隔において三回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法を加えること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。